

# 令和7年第3回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年3月17日（月）午後1時29分から午後1時49分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	欠席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	欠席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
8番	阿部 庄一
9番	菅野 昌孝

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和7年第3回総会までの主な行事について

報告第 2号 令和7年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報について

議案第 6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第 7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

会 長 　　ただいまより令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、8番 阿部庄一委員と9番 菅野昌孝職務代理にお願いします。

　　なお、欠席は6番 川上敦史委員、3区 加藤博委員であります。事務局では加藤局長が体調不良のため欠席であります。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和7年第3回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 　　報告第1号 令和7年第3回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　2月18日、所有者不明農地に係る研修会が郡山市で開催され、事務局が出席しております。

　　2月19日、地域農業再生協議会臨時総会が役場で開催され、清野会長が出席しております。

　　2月20日、農地パトロール（2区）、町内において、横山（智）委員、目黒（敏）委員、齋藤委員、事務局で実施しております。

　　2月25日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　同じく25日、農地パトロール（6区）、町内において、阿部委員、星委員、石田委員、八巻委員、事務局で実施しております。

　　2月26日、農地パトロール（1区）、町内において、永澤委員、横山（行）委員、鈴木委員、事務局で実施しております。

　　同じく26日、地域計画内の農地の権利移動・転用申請等への対応についての研修会がWEBで開催され役場において、事務局が出席しております。

　　2月27日、農地パトロール（3区）、町内において、清野会長、加藤委員、菊地委員、事務局で実施しております。

　　2月28日、農地中間管理機構特例事業説明会が双葉町で開催され、事務局が出席しております。

　　3月4日、農地パトロール（7区）、町内において、目黒（文）委員、森委員、佐藤委員、事務局で実施しております。

　　3月6日から19日まで新地町議会定例会が開催されておりました、加藤局長が対応しております。また、3月11日に予算審査特別委員会が開催され事務局で対応しております。

3月7日、標準農業労働賃金協議会を役場で開催し、清野会長、菅野職務代理、横山（智）委員、川上委員、事務局が出席しております。

同じく7日、地方農業委員会連合会、会長会議が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

3月11日、東日本大震災追悼式が文化交流センターで開催され、清野会長、加藤局長が出席しております。

以上でございます

会 長 ただいま、事務局から報告第1号について報告がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。  
報告第2号 令和7年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第2号 令和7年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報についてご報告いたします。2ページをご覧ください。

令和7年度標準農業労働賃金については、報告第1号にありましたとおり、去る3月7日に、相双農林事務所、ふくしま未来農業協同組合新地支店、新地町農林水産課職員の出席をいただき協議した結果となります。別にお配りしております令和6年度の賃金表とあわせてご覧ください。

1番の農作業労賃は、60円の引き上げとなっております。理由としましては、福島県の最低賃金の引き上げ及び近隣の動向を考慮したものです。福島県の最低賃金については、令和6年10月に1時間あたり900円から955円に改定されております。

2番の動力による請負作業については、燃料費の高騰及び近隣との均衡を考慮し、ブロードキャスターによる施肥、育苗は据置、その他は引き上げとなっております。

一番耕は、310円の引き上げで、南相馬市・相馬市と同額となっております。

二番耕は、110円の引き上げで相馬市と同額、畑耕耘は同じく110円の引き上げで二番耕に準じた額となっております。

プラウ耕は、80円の引き上げで相馬市と同額、しろかきは、340円の引き上げ、くろぬりは、3円の引き上げで、いずれも両市と同額となっております。

ブロードキャスターによる施肥は、両市より高い金額であったため据置となっております。

堆肥散布は、240円の引き上げで南相馬市の2t換算と同額となっております。

ドローンによる農薬散布は、80円の引き上げ、田植えは、340円の引き上げで、いずれも両市と同額、田植えの側条施肥は、50円の引き上げで相馬市と同額となっております。また、備考欄に苗の運搬料について、今まで記載がありませんでしたので、新たに「育苗とセットの場合以外は両者協議のうえ別途加算」との記載を追加しております。

育苗は、JAに準じて据置となっております。

コンバイン刈取りは、910円の引き上げで両市と同額、乾燥もみすりは、100円の引き上げでJAと同額、もみすりは50円の引き上げで相馬市と同額となっております。

色彩選別については、農家の方から色彩選別だけを頼まれるとのことから要望があり、新たに追加したものであります。相馬市、南相馬市の料金を参考に、60kgあたり1,000円、一連作業の場合は770円となっております。

次に、賃借料情報ですが、令和6年の実績となっております。区域は新地町全域です。

田については、平均額が7,500円、うち最高額が10,000円、最低額が3,000円、畑については、平均額が5,900円、うち最高額が13,000円、最低額が3,000円となっております。

表の下の※印3番目ですが、物納、農地法第3条の賃貸借は除外しております。※印4番目ですが、平均額の250%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引として集計から除外しております。6年中はこれに該当する取引はありませんでした。

令和7年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報については、町ホームページに掲載するとともに、4月5日号の広報配布時に全戸配布いたします。

以上でございます。

会長 ただいま、事務局から報告第2号について報告がありましたが、これに対して、何かご質問、ご意見があれば、お受けします。

阿部委員 この表ですが、目安と書いてありますが、それが分からなくて田の契約を解除した人がいたということがありました。目安であるということをよく確認していただきたいと思います。

会 長 目安を見てなくて、おかしいのではないかと。いずれにしても目安なのでこれが全てではないということです。委員の皆さんからも周知いただきと思います。

その他、何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、報告第2号については以上で終わります。  
議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から11番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から11番をご説明いたします。3ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

賃借人ごとに一括して説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

1番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなります。

2番から4ページの7番については、2番は期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は無償となっております。3番から7番は、今回新たに利用権を設定するものです。賃借料は3番が全部で米90kg、4番が全部で米30kg、5番が全部で米180kg、6番が全部で米120kg、7番が10アールあたり米30kgとなっております。

8番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなっております。

9番から11番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなっております。

説明は以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から11番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による利用権設定の一括方式の1番から45番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。

これについては、福島県農業振興公社を通しての貸借となります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。また、併せて賃借人が農地の全てを効率的に利用し耕作を行うことの確認を求められております。

利用権設定の一括方針の1番から45番をご説明いたします。

1番から45番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

今回法人化に伴い、新たに利用権を設定するもので、賃借料は、全て10アールあたり5,000円となっております。

1番から39番までは一部農地の増減がありますが、先月の総会で合意解約の報告をしたもので、40番から45番までが新たな貸借となります。

借受人の代表は、認定農業者として、水稻をメインに大規模に経営されており営農状況も良好でありました。今回法人として借り受けるもので、法人での認定農業者の申請を行う予定となっております。

以上のことから賃借人が農地の全てを効率的に利用し耕作を行うとの要件を満たしているものと考えております。

説明は以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による利用権設定の一括方式の1番から45番を原案どおり承認し「異議なし」かつ「借受人は農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による利用権設定の再転貸の1番から4番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 利用権設定の再転貸の1番から4番をご説明いたします。

1番から4番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。賃貸人の欄に土地所有者を括弧書きで記載しております。再転貸ですので貸借期間の終期は当初貸借した期間となります。

今回法人化に伴い、新たに利用権を設定するもので、賃借料は、1番から3番が10アールあたり5,000円、4番が無償となります。

借受人の耕作要件については、一括方式で説明のとおり要件を満たしているものと考えております。

説明は以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による利用権設定の再転貸の1番から4番を原案どおり承認し「異議なし」かつ「借受人は農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」として新地町長へ意見を送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第3回農業委員会総会を閉会いたします。